税務

消費税申告後に2割特例への変更は不可

簡易課税選択届出書の提出時期特例適用には直前の2割特例適用が必須

罢 ≫ 約 ≫

- ▶ 当初2割特例を適用せず消費税申告を行い、その後同特例を適用する目的で更正の請求を行ったとしても、その請求は認められないことが課税当局への取材により判明。
- ▶ 2割特例適用者に対する簡易課税制度の適用開始時期に関する特例は、直前課税期間に実際に2割特例を適用している場合に限り適用されることも確認。

間もなく令和5年分確定申告のシーズン が始まるが、個人事業主等にとってはイン ボイス制度開始後初の申告となる。周知の 通り、インボイス制度開始に伴う小規模事 業者の負担軽減措置として、令和5年度税 制改正で2割特例が創設されており、免税 事業者が適格請求書発行事業者の登録を受 けて課税事業者となった場合には、インボ イス制度開始から3年間、納付税額を売上 に係る消費税額の2割とすることができる。 この特例は、事業者が一般課税と簡易課税 のいずれを選択している場合であっても適 用することが可能だが、インボイス制度を 機に免税事業者からインボイス発行事業者 に転換し消費税申告を行う事業者を対象と するという趣旨から、基準期間における課 税売上高が1.000万円を超える場合には適 用できない等の制限も存在する。

さらに、本誌が課税当局に取材したところ、当初2割特例を適用せずに申告を行った事業者が、その後同特例を使用して計算した方が有利であるから等の理由で更正の請求を行ったとしても、その請求は認められないことが判明した。2割特例は、いわゆる"できる規定"(消法平成28年附則51の2①)であり、その適用は納税者の選択に委ねられている以上、事業者がその選択をしなかったことは更正の請求事由に当たらない、というのがその理由だ。

また、2割特例を適用した課税期間の翌 課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提 出した場合、その提出した課税期間から直 ちに簡易課税が適用可能とされる特例が設 けられている(同条⑥)。しかし、この適用 時期に関する特例は、簡易課税制度の適用 を受けようとする課税期間の直前課税期間 において、"実際に"2割特例を適用してい た場合にのみ適用可能であることも、課税 当局への取材により確認された。例えば、 2割特例の適用が可能ではあったが、還付に なる等の理由で一般課税による申告を行 い、その翌課税期間中に選択届を提出して 直ちに簡易課税を適用しようとしても、直 前課税期間において2割特例を実際に適用 していないため、簡易課税制度の即時適用 は認められないことになる。